

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

国立大学法人三重大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業、建築物の設計、建築物の維持管理、産業廃棄物処理に係る契約のうち、該当するものは以下のとおり。

- 建築物の設計に関する契約について、環境配慮型プロポーザル方式を導入した大規模改修を行う契約を締結した。
- 産業廃棄物処理に関する契約について、環境配慮契約（裾切り方式）を導入した契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。